

このリリースに関する連絡先:

武内 信政  
広報担当マネージャー  
03 6271 9408  
[nobumasa.takeuchi@bakermckenzie.com](mailto:nobumasa.takeuchi@bakermckenzie.com)

# プレスリリース

## ベーカー&マッケンジー、三井住友ファイナンス&リースによる 米 GE の日本でのリース事業買収において法務アドバイスを提供

### 買収金額は約 5,750 億円

【東京発 2015 年 12 月 25 日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、三井住友ファイナンス&リース株式会社（以下、「三井住友ファイナンス&リース」）が米国 General Electric Company（以下、「GE」）傘下のグループ会社が保有する日本におけるリース事業（設備・資産のリース事業、小口リース事業、オートリース事業）を、約 5,750 億円にて買収する案件において、三井住友ファイナンス&リースに対し、M&A 及び関連法規制に関する法務アドバイスを提供いたしました。本案件は関連法令に基づく手続き完了後、一定の取引前提条件の充足を条件として、2016 年 4 月に実行される予定です。三井住友ファイナンス&リースは、本案件を通じて、国内リース市場におけるトップクラスのポジションを盤石なものとするとしております。

ベーカー&マッケンジーでは、東京事務所のコーポレート M&A 部門の高田昭英をリード・パートナーとし、パートナーの渡邊早波里、北村辰一郎、阿江順也、本間正人、アソシエイトの折原康貴、鈴木惇也などが本案件に携わりました。

高田昭英は、「今回の買収は三井住友ファイナンス&リースの一層の事業拡大および企業価値の向上に寄与するものと考えており、このような重要な案件において法務支援を提供できたことを大変喜ばしく思います。今後も日本企業による国内およびクロスボーダー買収案件に注力し、取引全体を通じて、また買収後の統合に至るまで、総合的な法務アドバイスを積極的に提供してまいります。」と述べています。

## ■本件における責任者



高田 昭英  
コーポレート M&A グループ パートナー  
03 6271 9478 [akifusa.takada@bakermckenzie.com](mailto:akifusa.takada@bakermckenzie.com)

東京事務所のコーポレート M&A グループのパートナー。日本国内およびクロスボーダーの M&A 案件、組織再編および証券取引を専門に扱う。日本国内 M&A 取引においては、金融、製薬、機械、食品、サービス等の諸分野において、上場企業の買収および経営統合案件、企業再編、プライベートエクイティ等についてアドバイスをを行う。

## ■ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 の事務所に 12,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2015 年 6 月 30 日決算期における収入は、24 億 3,000 万米ドルとなりました。ファームのエグゼクティブ・コミティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。